

板橋区重症心身障がい者通所事業運営要綱

(平成23年6月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区重症心身障がい者通所事業（以下「通所事業」という。）の運営について必要な事項を定めることにより、板橋区内の生活介護施設において、在宅の重症心身障がい者に対し、地域での生活に必要な支援を実施し、もって重症心身障がい者の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施基準)

第2条 通所事業は、この要綱のほか、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要綱（平成24年3月30日付23福保障居第3611号。以下「都実施要綱」という。）及び、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（令和3年3月29日付2福保障施第3900号。以下「都実施要領」という。）に基づき実施する。

(実施施設)

第3条 通所事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、都実施要領第6条に基づき指定を受けた施設とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、区内に住所を有する在宅の重症心身障がい者で、次に該当する者とする。

- (1) 特別支援学校高等部を卒業した者又は18歳以上の医療的ケアを要する在宅の重症心身障がい者で、地域の障がい者施設への通所が困難な者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する介護給付費の支給に係る者

(支援内容)

第5条 通所事業は、次に掲げる支援を行う。

- (1) 食事・排泄等の介護及び日常生活における支援
- (2) 身体機能・運動能力・言語コミュニケーション能力の維持向上のための指導及び訓練
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) レクリエーション活動及び創作的活動の機会の提供
- (5) 家族等の相談に応じ必要な助言及び支援
- (6) バスによる送迎
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

(職員の配置)

第6条 通所事業に従事する職員数は都実施要領に基づき、直接処遇職員である看護職員、支援員等、理学療法士等の総数は、おおむね1日当たりの通所予定者2人につき1人配置されていること。

(施設支援)

第7条 実施施設は利用契約書及び重要事項説明書に基づく適切な支援を実施する。

(通所日数)

第8条 実施施設は、登録された利用者数に応じて調整を行い、各利用者の通所日を定める。また、年度途中であっても各事業所の個別支援計画を基に利用者の同意を得て再調整を行うことができる。

(災害予防及び訓練)

第9条 実施施設は、常に災害の予防に努めるとともに、非常災害その他の緊急の事態に対する措置についてあらかじめ計画を作成し、利用者の訓練を行うものとする。

(区の役割)

第10条 区は、実施施設と緊密な連携を図り、通所事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 区は、都重症心身障害児（者）通所事業所管部署、都心身障害者福祉センター、病院、学校、福祉施設等関係機関との連携を緊密にし、通所事業の効果的な運営に努めるものとする。

(実施施設の役割)

第11条 実施施設は、区から求めのあるときは、速やかに支援記録をはじめとした事業内容等を報告し、指示に従うものとする。

2 実施施設は、通所事業の目的を達成するため、区及び前条第2項に掲げる機関と緊密な連携を図り、通所事業の円滑な実施に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は区長の決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。